

乙訓圏域障がい者自立支援協議会
令和4年度 第2回「医療的ケア」委員会 会議録

日時 令和4年7月28日（木）13：30～15：00

場所 オンライン開催

出席者 17名

キャンバス、第2乙訓ひまわり園、向日市社協障がい者地域生活支援センター、乙訓ポニーの学校、乙訓障害者支援事業所連絡協議会、乙訓福祉会、乙訓医師会・京都府乙訓歯科医師会、京都府歯科衛生士会、乙訓訪問看護ステーション連絡会、京都府立向日が丘支援学校、乙訓の障害者福祉を進める連絡会（3）、向日市障がい者支援課、長岡京市障がい福祉課、大山崎町福祉課

欠席者 5名

乙訓ひまわり園地域生活支援センター、京都済生会病院、
乙訓の障害者福祉を進める連絡会（1）、乙訓保健所保健課、乙訓保健所福祉課

事務局 2名

傍聴 3名

配布資料

- ・次第
- ・令和4年度「医療的ケア」委員会 委員名簿（再）
- ・長岡京市訪問生活介護事業実施要綱
- ・生活を支えるために必要なことについて まとめ 資料①

議事概要

1 人材確保について

副委員長・ワーキングチームより報告をお願いしたい。

委員

- ・第1回ワーキングチームが7月14日に開催された。

- ・目的としては「医療的ケア」委員会の活動の中に人材育成があり、第3号研修への協力や第3号研修を知らない方への周知方法を考えていく。

- ・医療的ケア児者にとって人材確保はとても重要であり、在宅だけではなく保育園、幼稚園、学校、卒業後の生活のところでも不足している実態がある。そういうところに働きかけをしていきたい。

- ・今、2人の子どもが保育園に入るのが難しい。まずは保育園に医療的ケアがあっても、体制を整えて準備していくことを一緒に考えてもらいたいので、啓発活動をしていく。

- ・内容については案が決まればメール等で案内させていただく。意見をいただきたい。
- ・第3号研修を受けた方はたくさんいると思うが、基礎研修は受けて、実地研修を受けていないという方もいるのかもしれないという意見も聞いている。第3号研修のスキルアップ研修にも働きかけてはどうかと思っている。
- ・実地研修も受けたが、利用者に関わらなくなつた方もいるかもしれないというところで、その辺りはどうしたら良いのか、意見をいただければと思っている。
- ・内容については保育園等に第3号研修の案内に加えて、説明をする機会を設けることも考えていきたいと思っている。QRコード付きの動画配信、YouTubeチャンネル等、チラシを考えている。案が決まればメール等で案内させていただくので、意見をいただきたい。

- 委員
- ・第3号研修を担当している。受講者の確保は乙訓福祉会から今までに受講していただいたところや来ていただけそうなところに50件ぐらい、メール及び封書で送っている。
 - ・保育士に関しては2年前から市町と連絡を取り、長岡京市で昨年1人受講された。向日市と大山崎町はその時、対象者がいないということだった。その都度、担当者とは話をしている。
 - ・シミュレーター演習の講師に関しては訪問看護ステーション協議会に行き、講師依頼をお願いしている。

副委員長・少人数なので密に連絡を取っていただき、進めていただければと思う。

2 周知活動について

副委員長・ワーキングチームよりお願いしたい。

- 委員
- ・7月15日にワーキングチームを開いている。
 - ・今年度の目的は福祉団体に限らず、様々な団体が開催するあらゆる場やイベントで医療的ケアを取り上げてもらうように働きかけ、発信していく。医療的ケアが特別なものではなく、生活援助行為としてあることの認識、身近にいることを知ってもらうことを目標に、どういったことができるかを検討してきた。
 - ・今年度は準備期間とし、確実に令和5年度に実施できるイベントに向けて準備していきたい。
- 第一候補として2市1町の社会福祉協議会が実施する、向日市の社協まつり、長岡京市の福祉まつりでブースを借り、啓発をしていく案が出ている。
- ・向日市では例年11月、長岡京市は3月頃に実施していると聞いている。コロナでどうなるかはわからないが社協まつり、福祉まつりに向けて準備をしていきたいと思っている。
 - ・企画内容の第一候補としては大藪委員の協力を得つつ、医療的ケアを受けながら地域で生活されている方にも参加できるようであれば来ていただき、実際にどういう方が住んでいるかを知っていただくために話をする機会を設け、Q&A方式のやり取りをブースの中でできないかと考えている。事前に質問を紙に書いておき、くじ引きの形で引いてもらうという内容を検討している。くじだと子どもも大人も参加できるだろうという意見が出ている。
- 委員
- ・京都府障害者支援課から、協議会事務局からの医療的ケア児の支援事業の予算の関係で啓発等で使えないかという問い合わせの返答があった。報告をお願いしたい。
- 副委員長・医療的ケア児総合支援事業の周知活動ということで、その補助について回答があった。
- ・一部事務組合（乙訓福祉施設事務組合）から府に申請することはできない。市町からの申請

でないといけない。2市1町で按分することは可能である。ただ、どの市町で按分するかの説明は必要。

・医療的ケア児総合支援事業の周知活動への補助というのは周知活動に該当しない。地域生活支援事業の範囲になる。支援者向けのスキルアップ研修等には対象になる。今回のような周知活動には対象にならないということだった。

3 医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者のフォローアップ研修について

- 委員
- ・今年度の実施に関して、ワーキングチームで7月14日に打ち合わせを行った。
 - ・昨年度、一度開催をした。そこで基本的なアンケートを取っており、それを踏まえ今年度どういう形で行うのか検討をした。
 - ・京都府のコーディネーター養成研修を修了し、医療的ケアが必要な方の支援について、一定の知識、技術を学んだことで期待されるものがあると思うが、具体的な個別のケースの中で悩んでいることもあると思う。
 - ・医ケア委員会でも初めての個別会において、個別のケースを通して、この圏域の課題を整理していく取組が始まった。コーディネーター養成研修修了者として支援していく中で、より具体的なところから、この地域でどういうことが課題としてあるのか、個々のケースを通してケース研究みたいな形で検討を行っていく形で進めていく形になった。
 - ・この圏域の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者である20数名の方に修了者交流会の主旨、内容の案と合わせて、ケース検討の事例として提供できるケースはないかの呼びかけをしている。

副委員長・7月末まで受け付けているが、今のところは0件となっている。

- 委員
- ・日程としては、1回目を11月24日の設定で考えている。2回目は確定ではないが、2月ぐらいと思っている。
 - ・子どもの状況と課題の部分と大人の支援をしている部分とではかなり状況も課題も違うため、1回目を就学前までの子どものケース、2回目に就学後から成人期のケースを取りあげようと考えている。乙訓在中の生活の中で医療的ケアを必要とされる方というところと、ケースとして取りあげることに本人や家族から了解いただけるケース、ケースを提供していただける事業所や相談員については事前の打ち合わせにも参加していただけることを要件として、今、事例の募集をしている。
 - ・医療的ケア児総合支援事業の事業費の活用についてはコーディネーター養成研修修了者の学習交流会のところで使える可能性が見えてきたので、そこも踏まえて内容を考えていきたい。

副委員長・事業費の活用のところで市町から申請できることについて、市町から意見等ないだろうか。

- 委員
- ・分担金を按分して申請することになるとは思うが、事業内容にもよるので、具体的に決まってから2市1町で話し合い、どう申請するのが適しているのか考えていきたい。
 - ・予算化に向けては、これから協議になると思う。そこが確定しないと実際にできるかもはつきりしないかと思っている。
 - ・内容等の検討を進めていくにあたり、京都府の医療的ケア児等支援センターとも連携しながらやっていきたいと考えている。もう少し具体的に内容を伝えていき、スーパーバイズという

形でお願いしていこうと思っている。

・事例については手をあげにくい部分もあるかと思う。まずは「医療的ケア」委員会に参画している事業所で、モデル的にあげてもらえるような事例がないか検討していただければと思う。

4 医療型短期入所の進捗状況

事務局 ・老健の春風と打ち合わせをした。その後、モデルとなる本人の様子を見に行かれている。

明日、契約となっている。確実に宿泊をしていかないといけないということでは年内に1泊できればと良いという形で動いている。今年度1泊できれば、次年度早々に昨年手があがっていた医療機関、他の老健にも来ていただき報告会を開きたいと思っている。

委員 ・馴染みのヘルパー派遣ということについては利用されるかどうか、家族の希望等が出てくると思う。その単価の設定等について、乙訓圏域での利用になると思うので協議を進めているところである。

5 個別会について

事務局 ・1回目を開催している。医療的ケアがある方が保育所に入れないということで、個別ケースを元に話をした。第2回目が8月15日に予定されている。委員会以外のメンバーとして長岡京市、向日市、大山崎町から子育て支援課、健康推進課にも来ていただき、行政で今どういう風な形になっているのかの事実確認をしていきたいと思っている。京都府の医療的ケア児等支援センターの方も来られる。ケースとしてあがっている計画相談の方、重心の児童発達を受けている「からふる」からも来られる。1回目は状況把握をしたので、今度は行政側からの状況把握と、長岡京市がモデル事業で先行して取り組んでいる先行事例を聞きたいと思っている。

6 生活を支えるために必要なことについて

参考資料 「資料① 医療的ケア児・者の生活を支えるために必要なことについて まとめ」

副委員長・第1回の時にも配布しているが、少し内容を変更している。今まで⑨までだった。⑩を追加している。進んでいるところから消していき、残った課題を取り組んでいければと思う。

②は安心サポート事業というところで進んでいるので削除。③について意見はあるだろうか。

委員 ・支援が重複して使えない。日中一時を使った日が訪問看護の利用日だとしたら、その日は訪問看護が使えないことになっている。急用を済ませて、帰って来てからまた医療のことをやらないといけないというのは、時間もずれ込むため体調が崩れないかという心配もある。日中一時を使う時は緊急な用事が多々あるので、そういう時には流用的に、利用者の立場にたって、協力をしていただけたらと思う。ひとつのサービスを使うと重複できないというのが今のルールで、利用者としては悩ましく思っている。制度があるので、重複利用が難しいことは承知しているが、何か手立てはないものかと感じながら生活をしている。こういうことがあることを、この場で知っていただきたい。ひとつの支援を利用すると、ひとつの支援を手放さないとい

けないというのが、家族であり本人の実態である。いつも通りに生活しながらというところを考えていただけたら、ありがたい。

委員

- ・サービスの重複が問題なのか、訪問看護の場所が問題なのか。グループホームであれば訪問看護が使えるが、日中一時には入れなかつたり、私費であるにも関わらずそこに入れないというのはサービスの重複というよりは場所の問題かと思うのだが、詳しい方がいれば教えていただきたい。

委員

- ・訪問看護サービスは基本的に居宅でしかできない。訪問看護ステーションによっては一緒に買い物に行ったり、病院の通院に同行したりもするのだが、基本的に決まっているのは居宅のみとなっている。個別で事務所によって対応している場合もある。グループホームで使えるということは自宅というよりは、その方が住んでいる居宅というような認識でグループホームに行っている。別のところでとなると居宅とは違つてしまい、そこが使えないというのは確かにある状況である。

- ・サービスが重複できない件に関しては同じ保険内であると使えない。高齢者で介護保険と医療保険の両方を使っている方であれば、介護保険でヘルパーが入っていると、訪問看護を医療の方で入っていたら、重複していても保険的には問題はない。ただ、同じ医療保険に入っているとサービスの重複はできない。

副委員長・委員会としてどのように取り扱ってかいくかは、今後の委員会で議題として残していきたいと思っている。

委員

- ・胃ろうの方等であれば、ヘルパー同行でも外出可能かと思う。呼吸管理や医療度の高い方であれば、外出するのは医療職の看護師が同行でないと危険度が高いと思っている。気晴らし外出したいけれど、看護師がいないと難しい医療度の高い方はちょっとした買い物でもヘルパーではハードルが高いので、何か方法はないかという相談を受けることがある。医療度の高い方についての支援の方法があれば教えていただきたい。

委員

- ・今の話を聞いて、当事者や家族からすれば全然実態に沿っていない感じで、何とかなってほしいなど率直に思った。JCILだと呼吸器を付けている方でも重度訪問介護で、介護者であるヘルパーが第3号研修を受けて外出しているケースもある。訪問看護が家以外で使えないということで調べてみたら、福岡県のある都市で居宅以外で使えないことの見直しを市の事業として、市と県が半分ずつ訪問看護料を出してやっている取組があるようである。本当は訪問介護が居宅以外でも使えるようになれば一番良いのだが、そういうやり方も検討できるのかなと思ったので、そのような議論等ができたら良いように感じた。

副委員長・次に、⑥は今年度から人材育成のワーキングチームで進めているので、ここから削除させていただく。

- ・⑦は事務局事業として進めている。今後、介護保険施設での基準該当生活介護や空き時間の利用について、施設入浴の変更について、利用者を交えて協議していきたいということで進んでいる。これも削除させていただく。

- ・⑧は令和4年度より長岡京市でも実施されており、進んでいる。これも削除させていただく。

- ・⑨は修了者向けにフォローアップを実施している。こちらも削除させていただく。

委員

- ・口腔ケアに携わっている。障がい者の口腔ケアがクローズアップされていて、色々なところ

で進んでいる状況である。乙訓管内の中で障がい者にどれだけ口腔ケアが進んでいて、どういう状況なのか、情報提供させていただく。

・施設ケアを重視して進めてきた。今現在、4つの障がい者施設では施設ケアが定着している状況ではある。京都府の療育等支援事業で歯科衛生士の派遣を利用し、施設に歯科衛生士を派遣している状況である。療育等支援事業の目的が地域において療育を定着する足掛かりになることであり、足掛けになるという目的が達成されれば療育等支援事業がなくなるというのは以前から聞いていた。今年度でなくなるのではないかという話を聞いている。療育等支援事業の中で各施設に歯科衛生士を派遣して口腔ケアを実施しているが、廃止されるとなればどうやって口腔ケアを乙訓地域で実施していくかが問題となる。

・口腔ケアは口腔内の疾患の予防、誤嚥性肺炎等全身疾患を予防するところが目的であるが、もうひとつの大きな目的である口から食べる食支援をバックアップしていく意味では大きな効果がある。今後、この口腔ケアはきちんと位置付けていかないといけないことである。

ただ、これが医療的ケアにあたるかと言えば重篤な場合はあたるかもしれないが、どちらかというと日常ケアに括られてくる部分である。その部分をどういう風に位置付けていかかを全域に渡って、色々な所から考えていく必要がある。

・医療的ケアというところでも意識していただき、今後、乙訓の中で口腔ケアがしっかりと位置付けられて、継続して実施していく方向性をもって、考えていってほしい。

委員
・補足させていただく。療育等支援事業は平成の初期に始まった事業である。地域の中でそういった療育が十分でなかった頃に、今ある資源を有効活用し、資源のあるところからないところにという意味合いで整えられてきた事業だと理解している。

・今、乙訓ではひまわり園が受託し、歯科衛生士の派遣を行っている。口腔ケアに限らず看護師の派遣、理学療法士等医療の専門職の方を資源のないところに派遣ができるような事業だった。資源も整ってきて、各施設に看護師の配置も進んでいく中で、平成の終わりに京都府からこの事業の役割は一定終えたので事業を廃止することになった。それでは困るということで、この委員会を通じて発信もさせていただいた。この時は形を変えて、以前よりは規模を縮小することにはなったが、存続させることができた。

・その形を変えてやってきたことも、ずっと続けられない状況にあることは理解している。その時に、これまで乙訓ひまわり園が受託し歯科衛生士を派遣していたのができなくなる。そうなった時に、各施設が「派遣がないから継続ができない。」ではなく、口腔ケアの重要性は十分認識されていると思うので、どうやって継続させていくかを考えていかないといけない。

委員
・ケアは日常的なものなので、自分でするケアと周囲的人がするケアとに分けられる。専門性のところでの歯科衛生士のケア等、広がりをもったケアだと思う。そういうものを有機的に結び付けていくことが大事である。既に、虫歯や歯周病が発生していれば医療になるが、その時にまとまった施設であれば治療とケアは並行してやっていかないといけない。最終的に誰がそこをしていくのかとなった時に、色々な支援事業だけではなくて、それぞれの施設が考えていかないと、難しいのではないかと思う。費用が発生する可能性も出てくる。その時のこととも考えたうえで、乙訓全体の施設ケアを考えていくことが必要だと思う。

・個々の病気については誰でも自己責任のところがある。治療まで公的にやっていくのは難し

く、それぞれが健康保険を使い治療していく。しかし、その治療の前にケアの体制が整ってなければ、そこから漏ってきた虫歯や歯周病、ご飯を食べる、飲み込むといった問題に降りかかるのではないかと考えている。

・歯科医師会としては治療の面でバックアップはできるが、日常的なケアというのはこういう形のところでもきちんとした議論をしていってほしいと考えている。

委員 　・乙訓で4施設に行かれている方が口腔ケアや歯の指導をしていただいているおかげで、家でのケアにも意識を持たれている。家族が今まで家で歯磨きのケアもされていた。コロナや本人も含めて高齢になり歯医者に行く機会が減ってきている。慣れていない人との関わりの点で、歯科医とも相談し、今入っているヘルパーに外出先から帰ると歯磨きを一緒にしてもらう。そこが定着してきた利用者もいる。就労継続AやBに通所されている方にも口腔ケアができるいない方がいる。そのサポートがこの2~3年で増えている。在宅で生活できるように支える方法を相談員や支援者と相談しながら、どうしたら家族や本人が不安なく支援ができるのか議論できればと思う。

副委員長・③、⑤、追加の⑩、そして⑪で今意見のあった件に関して、「医療的ケア児・者の生活を支えるために必要なことについて」の中で議論していきたいと思う。

委員 　・前回、支援学校のスクールバスに乗れない方の安心サポート事業のところで、介護タクシー自分で手配をしないといけないという話があった。予約が取れにくい等、負担になっている。継続して、確認をしていった方が良いと思う。日常的に介護タクシーも普通のタクシーも予約がとれないという相談が多く入っている。色々な情報も共有できたらと思っている。

委員 　・スクールバスの支援事業に関して、訪問看護師が同行するということになっていたが、③の議題の訪問看護が居宅以外で使えないというところで、介護タクシーに訪問看護師が乗っていくのであれば、居宅以外の支援になるので矛盾していることに気付いた。居宅以外で訪問看護ができるようにならないと、介護タクシーに訪問看護師が乗って支援するのは無理だと思う。

委員 　・前回、スクールバスの件を紹介された時に介護タクシーと看護師も家族が探さないといけないということだった。どうやって探すのか、相談員がどういう形でお手伝いできるのか、情報が少ないので知りたい。

委員 　・利用に向けたところで、保護者が動いておられるところもある。実際のところ、コロナ禍の中でタクシーの利用もしにくく、訪問看護の利用については、今まで使っているけれど、また新しくというところが難しく、この2点の難しさが現状である。前回に出た意見も踏まえて、良いように進めていけるように考えているところである。

副委員長・この件についても今後、議題の中で情報交換しながら議論をしていきたいと思う

7 その他

・長岡京市：訪問生活介護について

委員 　・向日市が先行して実施されており、長岡京市も条件的にもほぼ同じ内容で令和4年度から事業を実施している。対象者は障がいや疾病のために自宅から施設へ通所することが困難な方になる。その場合、生活介護事業所職員が家宅等に訪問し、在宅において社会的な日中の活動の

機会を提供するという形をとらせていただく。

・内容としては社会参加または交流活動に関する事、音楽、感覚刺激又は軽作業に関する事等になっており、その事業所や利用される本人の心身障がいの状況に応じてやっていくことになる。

・当初は1名の方が使いたいということで進めていたが、体調や事業所との調整が難しい中で、実際にはまだ使われていない。体調等が安定された時には使えるように進めていきたい。

委員
・喀痰吸引等研修について次回の委員会までに、京都府に提出する資料等を作成し、関係委員に事務局を通じて送らせていただく。本番が11月19日・20日。9月下旬ぐらいから各事業所に連絡をして、希望を募って思っている。講師の方の日時調整、場所のセッティングもしていかないといけない。次回、喀痰吸引等プロジェクトをお願いしたいと思っている。

副委員長・本日の喀痰吸引等プロジェクトは中止となる。

・意見等がなければ、これで第2回「医療的ケア」委員会を終了させていただく。

次回 10月13日（木）13：30～ 乙訓保健所 第2会議室